

名古屋市 産後ケア事業のご案内

R5.4 月

「お産と育児の疲れから体調がよくない」、「手伝ってくれる人がいなくて不安」、「授乳が上手くいかない」など、育児等の支援が必要な方を対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、自宅で安心して子育てができるように産後ケア事業を行っています。

1 利用できる方

・名古屋市にお住まいの（住所のある）方で、下記の理由等に該当する産後原則 4 か月未満の母親及び乳児の方（4 か月～1 歳未満もご相談を受けることができます。）

- ✓ 入院を要しない程度の心身の不調がある方
- ✓ 育児不安がある方
- ✓ 家族等から十分な援助が受けられない方



※母子ともに感染症状のない方。医療行為が必要ない方。

※母親のみの利用はご相談ください。妊娠中からご相談できます。

利用申請は保健師による面談が必要です。お住まいの区の保健センターにご相談ください。

※要件に該当しない場合、利用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

2 産後ケアの内容

宿泊型

病院や助産所にお泊りしてケア

利用時間 ・ 料金の例

例) 1泊2日 (10時～翌16時) 4食含む

区分Ⅱ 3,520円×2日＝7,040円

区分Ⅲ 11,020円×2日＝22,040円



通所型

病院や、助産所へ出かけ、日帰りのケア

利用時間 ・ 料金の例

例) 1日 10時～16時 1食含む

区分Ⅱ 2,360円

区分Ⅲ 7,270円



- ・ 母親の健康管理や生活面の指導 ・ 乳房ケアや授乳方法の指導 ・ 沐浴指導
- ・ 育児相談・発達や発育、体重や排泄の観察とアドバイス
- ・ スキンケアなどの育児方法の指導 など

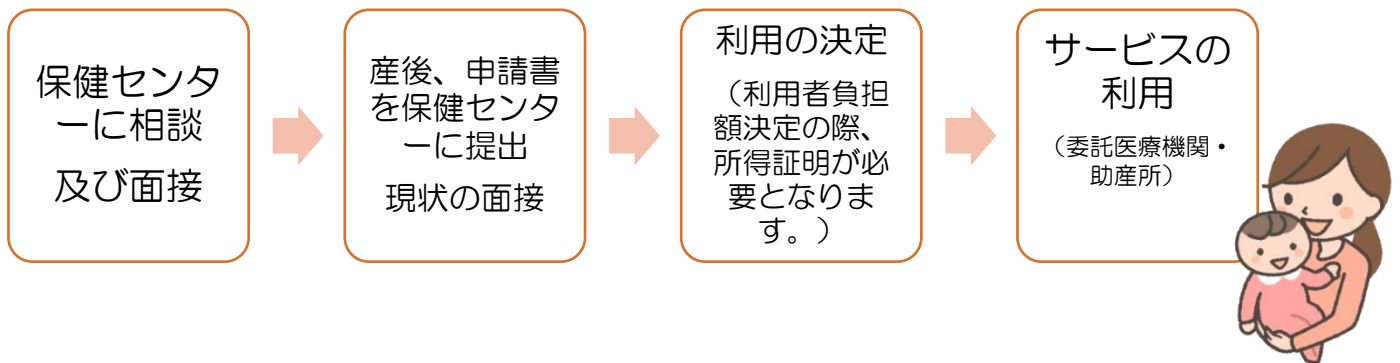
3 利用日数

原則： 宿泊型、通所型の利用日数を合算して **7日** を限度

お申込み・お問い合わせ（利用までの流れ、利用料金の詳細）は裏面をご覧ください



4 利用までの流れ



5 利用料金

食事の費用も含まれます

階層区分		利用料（1日あたり）	
		宿泊型（※）	通所型
I	生活保護を受給されている方 市民税非課税の方	0円	0円
II	Iの場合を除き母親及び配偶者の 合算所得が730万円未満の方	3,520円	2,360円
III	Iの場合を除き母親及び配偶者の 合算所得が730万円以上の方	11,020円	7,270円

6 お問い合わせ先

- 利用に関する個別のご相談や利用の申請 ⇒ お住まいの区の保健センター

子育て総合相談窓口（子育て世代包括支援センター）			
千種	052-757-7033	熱田	052-679-3086
東	052-979-3588	中川	052-364-0065
北	052-910-6815	港	052-655-8745
西	052-529-7105	南	052-619-7086
中村	052-483-6811	守山	052-797-5220
中	052-269-7155	緑	052-899-6518
昭和	052-745-6030	名東	052-769-6288
瑞穂	052-837-3285	天白	052-847-5981

- 制度全般について ⇒ 子ども青少年局子育て支援部子育て支援課 052-972-2629

